

仙台市震災復興推進本部会議設置要綱

(平成23年4月25日市長決裁)

(設置)

第1条 未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの早期の復興を目指し、全庁的な合意形成及び連絡調整を図り、もって全庁一丸となって復興への取組を進めていくため、仙台市震災復興推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 本部会議は、次の業務を行う。

- (1) 震災復興の推進に係る総合的な企画及び施策の策定
- (2) 震災復興の総合的な施策の推進に係る連絡調整
- (3) その他震災復興の総合的かつ計画的な推進に関すること

(組織)

第3条 本部会議は、議長、副議長及び本部員で組織する。

- 2 議長は、市長をもってこれに充てる。
- 3 副議長は、副市長をもってこれに充てる。
- 4 本部員は、別記に掲げる職にあるものをもってこれに充てる。

(職務)

第4条 議長は、本部会議における事務を総括し、本部会議を代表する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する副議長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 議長は、本部会議の会議を召集し、その進行をつかさどる。

(庶務)

第6条 本部会議の庶務は、震災復興本部震災復興室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、震災復興本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から実施する。

別記（第3条関係）

危機管理監 震災復興本部長 総務企画局長 財政局長 市民局長 健康福祉局長
子供未来局長 環境局長 経済局長 都市整備局長 建設局長 青葉区長 宮城野区長
若林区長 太白区長 泉区長 会計管理者 消防局長 教育長 水道事業管理者 交
通事業管理者 ガス事業管理者 病院事業管理者